

# 熊本県いじめ防止基本方針 (改訂版)

令和2年11月24日  
熊本県

# 目次

はじめに	- 1 -
<b>第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</b>	<b>- 2 -</b>
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	- 2 -
2 組織の設置等	- 2 -
(1) 熊本県いじめ問題対策連絡協議会	- 2 -
(2) 熊本県いじめ防止対策審議会	- 2 -
(3) いじめの防止等の対策のための組織	- 2 -
(4) 学校いじめ調査委員会	- 2 -
(5) 熊本県いじめ調査委員会	- 2 -
3 県の基本方針の内容	- 2 -
4 いじめの定義	- 3 -
5 いじめの理解	- 4 -
6 いじめの防止等に関する基本的考え方	- 5 -
(1) いじめの防止	- 5 -
(2) いじめの早期発見	- 6 -
(3) いじめへの対処	- 6 -
(4) 家庭や地域との連携	- 7 -
(5) 関係機関との連携	- 7 -
<b>第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項</b>	<b>- 8 -</b>
1 いじめの防止等のために本県が実施する施策	- 8 -
(1) 熊本県いじめ問題対策連絡協議会の設置	- 8 -
(2) 県教育委員会の附属機関の設置	- 8 -
(3) いじめの防止等のための取組	- 8 -
2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	- 12 -
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	- 12 -
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	- 13 -
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組	- 15 -
<b>第3 重大事態への対処</b>	<b>- 19 -</b>
1 学校の設置者又は学校による調査	- 19 -
(1) 重大事態の発生と調査	- 19 -

(2) 調査結果の提供及び報告	- 22 -
2 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置	- 22 -
(1) 再調査	- 22 -
(2) 再調査の結果を踏まえた措置等	- 23 -
<b>第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項</b>	<b>- 24 -</b>
1 基本方針の見直しの検討	- 24 -
2 基本方針策定状況の確認と公表	- 24 -
3 市町村教育委員会との連携	- 24 -
(1) いじめ防止基本方針の策定	- 24 -
(2) 組織等の設置	- 24 -
<b>(付録)</b>	<b>- 25 -</b>
○早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について (通知)	- 26 -
(別紙1) 学校において生じる可能性がある犯罪行為等について	- 27 -
(別紙2) いじめの定義	- 29 -
○熊本県いじめ防止対策審議会条例	- 30 -
○熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則	- 31 -
<b>(改訂履歴)</b>	<b>- 33 -</b>

## はじめに

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わる全ての者があらゆる手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの学校においても、どの子供にも起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておかなければならない。

本県においては、これまでも熊本県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が中心となり、いじめを許さない学校・学級づくりと併せて、いじめを把握した場合には、いじめられている児童生徒を「必ず守り通す」という強い姿勢でその解消に向けて取り組んできた。

しかしながら、本県においても毎年多くのいじめが認知され、その中には深刻な事態に至ったものもある。

いじめは、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。いじめの問題に社会総がかりで対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が成立し、同年9月に施行された。

この熊本県いじめ防止基本方針（以下「県の基本方針」という。）は、法第12条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定。平成29年3月14日最終改定。以下「国の基本方針」という。）を踏まえ、本県が国、市町村、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

# 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、教師自ら児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童生徒との信頼関係を築き上げ、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが将来にわたりいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを児童生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。

これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、国、県、市町村、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## 2 組織の設置等

### (1) 熊本県いじめ問題対策連絡協議会

熊本県は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、「熊本県いじめ問題対策連絡協議会」を設置する（法第14条第1項）。

### (2) 熊本県いじめ防止対策審議会

県教育委員会は、県立学校におけるいじめの防止等の対策を実効的に行うなどのため、「熊本県いじめ防止対策審議会」を設置する（法第14条第3項）。

熊本県いじめ防止対策審議会は、県立学校における重大事態（教育委員会規則で定めるものに限る）に係る事実関係を明確にするための調査を行う（法第28条）。

### (3) いじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）を置く（法第22条）。

### (4) 学校いじめ調査委員会

学校の設置者又はその設置する学校は、その下に組織を設け、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う（法第28条）。

### (5) 熊本県いじめ調査委員会

知事は、「熊本県いじめ調査委員会」を設け、必要があると認める場合は、(2)又は(4)の組織が行った調査結果の調査を行う（法第30条、31条）。

## 3 県の基本方針の内容

県の基本方針は、国、県、市町村、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携等により、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止等の対策をより実効的なものにするため、法により規定さ

れた、県や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対応等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめの防止等のための取組を定めるものである。

なお、県の基本方針では、本県の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止等の対策が、本県において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。

また、県の基本方針に沿った対策の実現のためには、市町村、学校、家庭、地域に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の浸透や、児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上等を図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実施状況の継続的な検証が必要である。

おって、より実効性の高い取組を維持するため、県の基本方針の記載内容についても、本県の実情に照らして適切に機能しているかを定期的に点検し、必要に応じて見直すこととする。

#### 4 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って見極めなければならない。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子供にも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の児童生徒や、塾・スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生

している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行わなければならない。

一方で、いじめられた児童生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するものとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校いじめ対策組織」へ情報提供しなければならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- (ア) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(平成25年5月16日付け25文科初第246号「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について(通知)」を参照)

## 5 いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。いじめから子供を救うためには、大人も子供も、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめは、どの学校でも、どの子供にも、起こりうるものであるが、その責任をいじめられる側に求めるものではない。

とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な

危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

なお、平成28年6月刊行の国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、依然として、多くの児童生徒が立場を入れ替わり被害や加害を経験していることが調査データによって確認されている。

それに加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構成上の問題（無秩序性や閉塞性等）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されるよう努めなければならない。

## 6 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組こととどまらず、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。なお、ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べたものである。（以下同じ。）

### (1) いじめの防止

いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。したがって、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが重要である。

特に、児童生徒には様々な背景（障がいのある児童生徒、性的指向・性自認に係る児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒等）がある児童生徒もいることから、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応することが求められる。

このため、学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが求められる。

併せて、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促進し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。さらに、自他の意見や能力等に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動で



きる力等、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要がある。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

さらに、いじめの問題に取り組むことの重要性について県民全体の認識を深め、家庭、地域と一体となって情報モラルの醸成を含めた取組を推進することが必要である。

## (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒の小さな変化に気付く力を高めることが求められる。また、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。また、児童生徒は思春期の多感な時期であることから、児童生徒の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一歩踏み込んだ対応が求められる。わずかな兆候にもいじめの可能性を考えて、初期の段階から関わりを持ち、子供たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないように積極的に対応する必要がある。

また、いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

## (3) いじめへの対処

いじめが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事実を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行わなければならない。

また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応することが求められる。特に、寮生活を送っている児童生徒が関係する事案については、保護者との情報共有を速やかに行うとともに、校長は事案の解決に向けて寮を管理運営する関係者と連携し、組織的かつ丁寧な対応を行うものとする。

このため、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、学校における組織的な対応を可能にする体制の整備が必要である。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた児童生徒によるいじめられた児童生徒に対する謝罪のみで終息するものではない。それは、いじめられた児童生徒といじめた児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。こうしたことから学校は、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していくことが必要である。さらに学校は、全ての児童生徒が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが求められる。

#### (4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭及び地域との連携が欠かせない。そのためには、PTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設け、学校評議員制度や学校運営協議会制度等を活用し、又は、「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが期待される。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合は、その結果を児童生徒や保護者、地域住民向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認しなければならない。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

#### (5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応については、学校や学校の設置者において、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導によって十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関等）との適切な連携が必要であり、日頃から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが求められる。

その上で、学校等警察連絡協議会等において積極的に情報交換を行い、教育相談の実施に当たっては必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、あるいは地方法務局等、学校以外の相談窓口があることを児童生徒へ適切に周知することなどに取り組むことも重要である。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のために本県が実施する施策

#### (1) 熊本県いじめ問題対策連絡協議会の設置

本県は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、「熊本県いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。その構成員は、学校、県教育委員会、県私立学校担当課、児童相談所、地方法務局、県警察の他、弁護士、医師、心理や福祉の専門家等に係る職能団体や民間団体等、本県の実情に応じて決定する。

また、「連絡協議会」での連携が、県内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、「連絡協議会」等に市町村教育委員会からの参加を働きかける。

さらに、県内の体制を検討する際には、市町村教育委員会等を中心とした市町村単位の連携を図る。そのためには、各関係機関の連携先の窓口を明示するなどが考えられる。

#### (2) 県教育委員会の附属機関の設置

本県は、法第14条第3項の規定に基づき、県立学校におけるいじめの防止等の対策を実効的に行うことなどを目的とする県教育委員会に常設の附属機関として、「いじめ防止対策審議会」（以下「審議会」という。）を設置する。

また、「審議会」には、専門的な知識及び経験を有する有識者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める。

「審議会」は、熊本県いじめ防止対策審議会条例の規定に基づき、県教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等に関する重要事項、県立学校における法第28条第1項に規定する重大事態（教育委員会規則で定めるものに限る。）に関する事項等について専門的知見から調査審議する。

#### (3) いじめの防止等のための取組

いじめの防止等のために本県が実施する取組は、以下のとおりである。

なお、私立学校については、本県が実施する取組の全てが対象となるものではないが、県の取組を適切に情報提供するなどして、私立学校におけるいじめの防止等のための取組を支援するものとする。

#### ア いじめの防止

- (ア) 熊本の心「助けあい、励ましあい、志高く」を大切に、郷土を愛し、健全な青少年を育成するための気運の醸成に向けた県民運動を進める。
- (イ) 学校の教育の根幹に人権教育を据え、全ての教育活動を通して道徳教育等を充実させ、様々な体験活動を通して子供たちに豊かな人間性や社会性を育む取組の充実を図るなど、いじめの未然防止に重点を置いた総合的な対策を継続的に推進する。
- (ウ) いじめの防止等のための対策が関係機関の連携の下に適切に行われるよう、「連絡協議会」等既存の組織を活用し、学校、家庭、地域、関係機関及び民間団体間の連携の強化、民間団体の支援その他の必要な体制の整備を図る。
- (エ) 児童生徒に、日常を離れた異年齢集団の中での体験活動や交流活動の機会を提供し、自ら主体的に考え、仲間と互いに協力しあって行動するなどの活動を通して、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、他者を思いやる心を育む。

- (オ) 熊本県子供人権フェスティバルの開催等、児童生徒を主体とした活動を通して、人権意識の高揚と一人一人の人権を尊重しようとする実践力や行動力を育てる取組の充実を図る。
- (カ) 熊本県少年保護育成条例を踏まえ、児童生徒が使用する携帯電話等へのフィルタリング利用を促進し、学校裏サイト等のコミュニティサイトへの接触を回避させ、インターネット上でのいじめを「しない、させない」環境づくりに努める。また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のサービス利用で児童生徒がいじめや犯罪に巻き込まれないよう、情報安全の観点から、情報モラル教育を充実させる。
- (キ) 保護者が、子供の規範意識を養うなど、保護者の責務等を果たし、子供と適切に関わることができるよう、「くまもと家庭教育支援条例」に基づき、家庭教育の重要性の啓発や「くまもと『親の学び』プログラム」による家庭教育について学ぶ機会の提供、相談窓口の設置等、家庭教育を支援する。
- (ク) 学校と地域が組織的・継続的に連携・協働していくために、学校運営協議会を設置する学校（以下「コミュニティ・スクール」という。）と地域学校協働本部の一体的な取組を図り、地域学校共同活動（地域全体で子供たちの学びや成長を支えるため学校と地域が連携・協働し行う活動）を推進し、様々な人々とのふれ合いや豊かな体験の機会を作ることで、他者への理解を深め、自他の命を大切にする心や人権を尊重する態度等を育成する。
- (ケ) 県教育委員会が主催する「心のきずなを深める月間」や「心のきずなを深めるシンポジウム」等を通じて、学校、家庭及び地域が互いの役割と責任を自覚し、相互に補完し合いながら、地域ぐるみでいじめを許さない学校・学級づくりに向けて取り組む気運を高める。また、児童会生徒会が主体となる「いじめの防止等に係る取組」を学校、家庭及び地域が一体となって支援する。
- (コ) 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を引き起こし、深刻化を招く場合もある。特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童生徒の健やかな成長と人格の形成を阻害し、児童生徒を傷つけ、又は、他の児童生徒によるいじめを助長するおそれもあることから、教職員研修等によって徹底的にその禁止を図る。また、教職員一人一人の言動が、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、児童生徒に言葉の大切さを気付かせる指導の充実にも努める。特に、アクティブラーニングの視点を重視した授業が推奨される中、授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等については、これを見逃さない教職員の育成に努める。
- (サ) 公立学校教職員が豊かな人権感覚を持ち、いじめに対する基本的認識を深め、いじめの防止等に向けた実践的指導力を向上させるため、県立教育センター等における研修の充実を図るとともに、校内研修を充実させるための支援を行う。なお、研修等を企画する際は、当事者意識の向上を重視した内容となるよう努めること。
- (シ) いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、生徒指導に係る体制等の充実に向けた教職員の配置、心理や福祉等の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の確保等必要な措置を講じる。

- (ス) 寮を付設する学校においては、新入生に対する事前の説明を十分に行うとともに、定期的にスクールカウンセラー等による面談を実施するなど必要な措置を講じる。また、寮の管理運営について協議を行う機会（寮を有する県立学校長会等）が設定されるよう必要な措置を講じる。
- (セ) 県教育委員会は、子供が発する様々な訴えやSOSのサインに気付き、その変化に迅速に対応できるよう、教職員が子供と向き合う時間を確保するための学校改革を推進する。
- (ソ) 県教育委員会は、法律の専門家によるいじめ予防授業や教職員向けの研修等が実施されるよう必要な支援を行う。

## イ いじめの早期発見

- (ア) 「熊本県24時間子どもSOSダイヤル」などのいじめに関する通報及び相談を受け付けるための相談機関を周知徹底するなど、子供がいつでも相談できる体制を整備する。
- (イ) 「心のアンケート」、「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」等を活用し、いじめを早期に発見するための定期的な調査等を実施するとともに、教育相談体制を充実させるなどして、いじめの早期発見に努める。
- (ウ) 児童生徒が自分の身の周りで起きているいじめを教職員に率直に相談することができるよう、県立教育センター等において、カウンセリングやコーチングの研修等、教職員が子供との良好なコミュニケーションを図り、確かな信頼関係を築くための研修の充実を図るとともに、校内における研修を積極的に支援する。併せて、児童生徒の援助希求能力の向上を目的とする「児童生徒が生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身に付けるための教育（以下「SOSの出し方に関する教育」という。）」を積極的に推進することができるよう、指導プログラムに関する資料提供や、学校等に配置・派遣しているスクールカウンセラーの活用等、学校の取組を支援する。
- (エ) より多くの大人が、子供の悩みや相談を受け止めることができるよう、PTAや地域の関係団体との連携を促進するとともに、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な取組を推進し、学校と家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築し、情報の共有化を図る。

## ウ いじめへの対処

- (ア) 学校内外で起きているいじめに関する情報を学校全体で共有し、協働して解決への取組が図れるよう学校体制の整備やその有効な運用について指導・助言するとともに、「学校いじめ対策組織」が主催する校内研修が充実するための支援を行う。
- (イ) いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及び、いじめを行った児童生徒に対する指導又は、その保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、熊本県学校等警察連絡協議会や生徒指導担当者会議等を通じて学校相互間の連携・協力体制の整備に努める。
- (ウ) いじめの行為が犯罪と思われる場合には、熊本県学校等警察連絡協議会の申合せ事項による相談基準に基づいて適時かつ適切に相談を行うなど、警察との連携・協力体制の整備に努める。
- (エ) 県教育委員会は、県立学校から法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて当該学校に対し支援を行い、又は、必要な措置を講ずるよう指示を行う。

- (オ) 県教育委員会は、市町村教育委員会に対して、学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づく出席停止の手続きに関し必要な事項を定めた教育委員会規則にのっとり、学校や保護者へ周知を図るとともに、いじめを行った児童生徒の保護者に対して当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために、必要な措置を速やかに講ずることができるよう支援を行う。
- (カ) 県及び県教育委員会は、いじめが背景に疑われる重大事態への対応のため、標準的な手続きや留意点を示すマニュアル「いじめが背景に疑われる重大事態対応マニュアル」を見直す。
- (キ) 県教育委員会は、学校及び市町村教育委員会だけでは解決が困難な事案に緊急に対応するため、当該学校及び市町村教育委員会の要請を受けて、外部の専門家等からなる支援員を派遣する。

## エ その他の取組

- (ア) インターネットを通じて行われるいじめに学校が早期かつ継続的に対処するための取組を進めるとともに、求めに応じて県内各地の講演会等に講師を派遣するなど、関係機関・団体等が行う取組を支援する。
- (イ) 各種研修会や通知等を通じ、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動に努める。
- (ウ) 「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」の周知を積極的に行うとともに、「5か条」を活用した情報安全・情報モラルに関する「親の学び」プログラム講座を提供し、学校、家庭及び地域での話し合いやルールづくりを支援する。
- (エ) 重大事態発生時等におけるSNS等の注意事項を整理した生徒・保護者向けの資料（以下「重大事態時のSNS啓発資料」という。）を作成し、学校が活用できるよう周知する。
- (オ) いじめの加害者と疑われる児童生徒に対する指導の手引きを作成し、学校等に周知する。
- (カ) 「心のアンケート」の結果分析や生徒指導担当者会議等での情報共有等を通じて、いじめの実態把握の取組状況等の把握、学校における取組状況の点検と併せて、教師向けの指導用資料やチェックリストの配付とその活用などによって、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を図る。
- (キ) 法やルールを守る心や自他のプライバシーを大事にする心を育てる教育の充実を図るため、警察、地方法務局、弁護士会等と連携し、指導内容・方法に関する資料提供や講師等の紹介等、学校等の取組を支援する。
- (ク) 県教育委員会は、学校評価や教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、「積極的にいじめを認知し、適切に対応すること」を肯定的に評価する。
- (ケ) 県教育委員会は、学校評価において、いじめの発生を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を理解した上で目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、それを基に改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行う。
- (コ) 県教育委員会は、教員評価において、日頃からの児童生徒の理解、いじめの未然防止や早期発見に加え、いじめの発生を隠さず、迅速かつ適切な対応や組織的な取組等が行われるよう、実施要領の策定や評価記録書の作成等、必要な指導・助言を行う。

- (サ) 県教育委員会は、いじめの防止等のための対策やその実施状況について調査研究及び検証を行い、研究発表会等を通じてその他成果の普及・啓発を図る。
- (シ) 保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度の導入により、いじめの問題等、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。
- (ス) 県教育委員会は、管理職のいじめの防止等に必要なスキルや重大事態等の学校危機に対するマネジメントスキルの向上を図るための研修が充実するよう必要な措置を講じる。

## 2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

いじめの防止等のために学校が実施すべき施策は、以下のとおりである。これらを実施するにあつては、各々の教職員が自身の経験を通して身に付けてきたいじめ等に関する判断基準（例えば、「その程度であれば、被害側児童生徒が我慢すべき」、「被害児童生徒にもいじめられる原因がある」といった個人により異なる感覚的な見方）が優先されることがあつてはならない。教職員は、自身の価値観や事情をいったん取り払い、無条件の受容的態度をもって、いじめの防止等に対応することが重要である。

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国及び県の基本方針、並びに市町村が策定する地方いじめ防止基本方針を参考にして、自らの学校におけるいじめの防止等の取組について、基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

学校いじめ防止基本方針は、いじめの防止のための具体的な取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等、いじめの防止等全体に係る内容が明記されるとともに、全ての教職員がそれぞれに果たすべき役割を認識できるものでなければならない。

その中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起こりにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的かつ計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）などが必要である。

また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアル（以下「早期発見・事案対処マニュアル」という。）を定め、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などの具体的な取組を盛り込む必要がある。そして、これらの学校いじめ防止基本方針の中核的な策定事項は、同時に「学校いじめ対策組織」の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた「学校いじめ対策組織」の活動が具体的に記載されるものとする。

さらに、いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることも望ましい。その際は、県が作成するいじめの加害者と疑われる児童生徒に対する指導の手引きを活用する。

加えて、より実効性の高い取組を維持するため、学校いじめ防止基本方針の記載内容が、当該学校の実情に照らして適切に機能しているかについて「学校いじめ対策組織」を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルをあらかじめ学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要がある。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防

止基本方針において、いじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、「早期発見・事案対処マニュアル」の実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるよう配慮することが、学校いじめ防止基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上で有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が重要である。

さらに、策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

## **(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置**

いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等、外部専門家の参加を得ることなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資するとの認識に立って、各学校は「学校いじめ対策組織」を設置する。

なお、「学校いじめ対策組織」を設置していることやその活動内容については、保護者等に周知する。

「学校いじめ対策組織」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核的な役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

### **ア 未然防止**

(ア) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

### **イ 早期発見・事案対処**

(ア) いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

(イ) いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

(ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

(エ) いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

### **ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組**

(ア) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割



- (イ) 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- (ウ) 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実状に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、「学校いじめ対策組織」は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際に「学校いじめ対策組織」の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、「学校いじめ対策組織」は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識される必要がある。

教育委員会をはじめとする学校の設置者及び県私立学校主管部局においては、以上の組織の役割が果たされているかどうか確認し、必要な指導・助言を行う。

さらに、児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童生徒が「学校いじめ対策組織」の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげることも有効である。

「学校いじめ対策組織」は、学校におけるいじめの防止等の中核として、いじめの疑いに関する情報を共有し、その情報に基づいて組織的対応をするために置くものである。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行わなければならない。「学校いじめ対策組織」が、情報の収集と記録、共有化の役割を担うため、教職員は、わずかな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると判断せずに、直ちに全て「学校いじめ対策組織」へ報告・相談する。加えて、「学校いじめ対策組織」に集められた情報を体系的に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図るものとする。

なお、「学校いじめ対策組織」における情報の窓口を一元化するため、情報の集約等に係る業務を担う担当者（以下「情報集約担当者」という。）を「学校いじめ対策組織」内に最低1名を置かなければならない。

また、学校は、学校いじめ防止基本方針や「早期発見・事案対処マニュアル」等において、いじめの情報共有の手段及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておかなければならない。

これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものでなく、気づきを共有して、早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

また、「学校いじめ対策組織」は、各学校の学校いじめ防止基本方針の策定やその見直し、各学校で定めたいじめの防止等の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組をPDCAサイクルの視点から検証を担う役割を持つものである。

法第22条においては、「学校いじめ対策組織」は「当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関す

る専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される」とされており、「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、人権教育主任や児童生徒支援加配教員、人権同和教育主担者、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から、組織的対応の中核として機能するよう、各学校の実情に応じて決定する。さらに、可能な限り、同条の「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を「学校いじめ対策組織」に参画させ、実効性のある人選とする必要がある。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。ただし、情報集約担当者については必置とする。なお、組織の構成者それぞれが担う役割を明確にした上で、全ての教職員がこれを共有できるよう図示するなどして、周知するものとする。

いじめの未然防止・早期発見の実効化とともに、教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越え、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、「学校いじめ対策組織」にこれらの機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とすることが有効である。

さらに、「学校いじめ対策組織」を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じてその運用を工夫することも必要である。

### **(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組**

学校におけるいじめの防止等のための取組は以下のとおりである。

なお、学校いじめ防止基本方針に基づく取組は、年間を通じて計画的に行われるべきものであり、その実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民等の参加を図ることなどが考えられる。

また、学校は校内における「早期発見・事案対処マニュアル」や校内体制を整備するとともに、校長を中心に危機管理意識を高く持ち、いじめの未然防止や危機管理に向けた校内研修を定期的実施するなど、教職員の意識改革や資質の向上に努めるべきである。

#### **ア いじめの防止**

(ア) いじめはどの子供にも起こりうることから、全ての児童生徒を対象として、いじめをさせない未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

また、未然防止の基本として、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業実践を進め、互いの人権を尊重し支え合う集団づくりを行う。そのためにも教職員は児童生徒と信頼関係を築くことに努め、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高めていく必要がある。

- (イ) 児童生徒の携帯電話等情報通信機器の使用方法、特にSNS等を利用した適切な情報発信に関する教育の充実を図ると同時に、児童生徒や保護者に対して、校内への持ち込みや使用に関するルールの周知を徹底する。
- (ウ) 児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査等によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、誰かに助けを求めることを含むいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- 加えて、集団の一員として自覚し、自信を持って行動できることでストレスを乗り越え児童生徒相互のよさや可能性を認め合い、一人一人の人権を尊重する人間関係を実現する学校風土をつくることが重要である。こうした点から、ストレスに適切に対処できる教育の実践が望まれる。
- (エ) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- (オ) 県教育委員会が開催している「心のきずなを深めるシンポジウム」や「熊本県人権子ども集会」等を活用して、児童生徒によるいじめの未然防止の取組の活性化を図る。
- (カ) 児童生徒に「いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものが含まれる」ことを認識させ、法で禁止されていることを行えば、処罰されたり責任が問われたりすることを、児童生徒の発達段階に応じて、指導することも望まれる。(平成25年5月16日付け25文科初第246号「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について(通知)」を参照)(再掲)
- (キ) 学校全体に、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気醸成され、児童生徒個々の行動に反映される取組を進めることも不可欠である。ただし、いじめの被害者及び加害者となった児童生徒の人権を守る視点も重要であることから、全ての児童生徒が、人の弱さや未熟さ、加害行為の要因となった事情や背景等に目を向けることができるようになることは、人権感覚を醸成するために、教育上必要な視点である。相手に心身の苦痛を与える行為を否とし、「いじめは許されない」といった雰囲気を醸成する一方で、被害児童生徒及び加害児童生徒の人権について、児童生徒と教職員が一緒に考えるといった機会を、児童生徒の発達段階に応じて設けることが必要である。

## イ いじめの早期発見

- (ア) いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。こうしたことから、わずかな兆候であっても、いじめではないかと疑う視点を持って、早い段階から的確に関わり、児童生徒がいじめを隠したり軽視したりしないように、組織的に対応しいじめの早期かつ的確な発見と認知に努めるものとする。

このため、全ての教職員は、自らの「いじめに気付く感受性」を磨き、日頃から児童生徒の見守りに注力するとともに、信頼関係の構築等に努め、それらを児童生徒の示す変化や危険信号を見逃さないために活用する。また、いじめへの組織的対応には教職員間の良好な人間関係が欠かせないことから、管理職や主任等の対人スキルの向上を図ることも必要である。併せて、学校は定期的なアンケート調査やスクールカウンセラー等を活用した教育相談の実施等により、児童生徒がいじめ

を訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に積極的に取り組む必要がある。その際、児童生徒と向き合う時間の確保に努めることが求められる。

- (イ) スクールカウンセラー等の活用に当たっては、関係職員との情報共有の仕組みを整えるとともに、児童生徒が気軽に相談できる環境であるかどうかを定期的に検証する必要がある。
- (ウ) アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員等に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員等は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速かつ丁寧に対応することを徹底することが不可欠である。また、「SOSの出し方に関する教育」の充実を図らなければならない。
- (エ) 児童生徒が互いにいじめを早期に発見していくため、例えば、「消しゴムを貸してと言ったら無視された」等の具体的事例を基に主体的に考える学習を道徳や学級活動、LHR等で実施し、日頃からどのような行為がいじめに当たるのかを児童生徒に考えさせる機会をもつことが重要である。さらに、児童生徒が気軽に相談できる児童生徒主体の委員会等を設置するなど、児童生徒が相互にサポートし合う仕組みづくりに努めることも必要である。

## ウ いじめに対する措置

- (ア) 法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としている。学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合、当該いじめに係る情報が速やかに情報集約担当者に報告され、組織的対応が行われることは、同項の規定に沿うものである。よって、学校はいじめに係る情報の抱え込みが起きない体制を整えなければならない。
- (イ) 各教職員は、学校いじめ防止基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しなければならない。
- (ウ) 「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。
- (エ) いじめた児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の形成を前提に、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的な配慮をしながら、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- (オ) 学校は、必要に応じて、県が派遣する緊急支援員を要請することとし、派遣された緊急支援員の支援を円滑に活用し必要な連携を行うため、県が別途定める「いじめ問題等緊急支援員の活動体制について」に記載された各支援員の専門性や情報共有の在り方について、平素から理解を深めておくものとする。
- (カ) 学校は、重大事態発生時においては、県教育委員会が別途作成する「重大事態時のSNS啓発資料」を活用する。なお、重大事態発生時に限らず、入学式や保護者会などの機会を利用し、事前の周知啓発を行うなど、平時の情報モラル教育に活用したりするなど、情報モラルに対する教育を充実させるものとする。

## エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件（ア）及び（イ）が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

（ア） いじめに係る行為が止んでいること

- a 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、形式的な対処とならないように留意する。
- b いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
- c 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

（イ） 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- a いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- b 特に、寮生活を送っている児童生徒に対しては、当該保護者との情報共有や面談等を怠ることなく、いじめの解消の判断をより丁寧に行う。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

日頃から重大事態に備えて、県教育委員会が作成した「いじめが背景に疑われる重大事態対応マニュアル」等を参考に、その手続きや留意点（調査票等の様式を含む。）を自校化したマニュアルを整備しておくとともに、役割分担等を明確にした組織体制を整備し、教職員間で共有しておく。さらに、「学校いじめ対策組織」については、開催が形式的なものにならないよう、いじめの認知、解消のため有効に機能していることを適宜点検していく必要がある。

## オ その他

私立学校における、いじめの問題への対応について、必要に応じて、教育委員会からスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家・関係機関の紹介や、研修機会の提供等の支援が受けられるよう、日常的に、県私立学校主管部局は、教育委員会との連携確保に努める。

## 第3 重大事態への対処

### 1 学校の設置者又は学校による調査

#### (1) 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### ア 重大事態の意味について

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、同条第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- (ア) 児童生徒が自殺を企図した場合
- (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
- (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (エ) 精神性の疾患を発症した場合

同条第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

#### イ 重大事態の報告

学校は重大事態が発生した場合、県立学校は県教育委員会を通じて、また、私立学校は直接知事へ、事態発生について報告する。

#### ウ 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校の設置者は、その事案

の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、学校の設置者が主体となって行う場合（県立学校においては、教育委員会規則で定めるもの）と学校が主体となって行う場合があるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する。

また、学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項の規定に基づき、学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

(ア) 学校の設置者が調査主体となる場合（県立学校においては、教育委員会規則で定めるものとする。）

県立学校における調査において、学校の設置者が調査主体となって行う場合は、法第14条第3項の県教育委員会に設置される附属機関（「審議会」）が調査を行う。

私立学校の場合は、設置者である学校法人が調査を行う。

(イ) 学校が調査主体となる場合

県立学校において、学校が設置する調査組織は、法第22条の規定に基づき学校に必ず置くこととされている「学校いじめ対策組織」を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加えることとする。

私立学校においては、調査を行うための組織を重大事態発生の都度設けることも考えられるが、それでは迅速性に欠ける恐れがあるため、法第22条の規定に基づき学校に必ず置くこととされている「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる。

なお、県立学校及び私立学校の区別なく、この調査組織による調査は重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。

- a 事案の大まかな事実関係の把握等のため、この調査組織による調査を行う前に、必要に応じて学校は関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査（初期調査）を実施する。
- b 調査のための組織に必要に応じて専門家等を加える。その際、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とすることや委員長を外部の専門家等が務めることなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とする。
- c いじめを受けた疑いのある児童生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- d 在籍児童生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を採用する。
- e 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- f 保護者や児童生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。
- g 調査を迅速かつ適切に進めるため、教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局機能の充実を図る。

## エ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、

誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることを指している。この際、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないこととは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

(ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、当該児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うことが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先する（例えば、質問票によって個別の事案が明らかになり、いじめられた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、その行為を直ちに停止させる。

いじめられた児童生徒に対しては、その事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰への支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて学校の設置者が積極的に指導・支援し、関係機関と適切な連携を図った上で、対応することが求められる。

(イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡等、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等がある。

なお、児童生徒が自殺に至った場合の調査は、同じ事態を防止する観点から、その死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持し、かつ遺族の気持ちに十分配慮しなければならない。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その方法等については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

## オ その他留意事項

重大事態については、学校の設置者の積極的な支援が必要となる。その事態に関わりを持つ児童生徒が傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がり、時として事実に基づかない風評等が流されることもある。そうした状況では、学校の設置者及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

また、教育委員会は、学校安全に係る危機管理の専門性を有し、キーパーソンとなる人材の育成に



努め、自死事案等の重大事態が発生した際は、当該学校に対する指導助言が適切に行われるよう必要な支援を行うものとする。さらに、遺族の心情に配慮するため、第三者による連絡調整や各種支援が円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

## (2) 調査結果の提供及び報告

### ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時かつ適切な方法で、経過を報告することとする。

これらの情報の提供に当たっては、学校の設置者又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

ただし、個人情報保護を理由に必要な説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍児童生徒やその保護者に説明するなどの措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合、当該学校の設置者は情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の状況に応じた適切な対応が必要である。

### イ 調査結果の報告

#### (ア) 県立学校の場合

調査結果については、県教育委員会を通じて知事に報告する。

#### (イ) 私立学校の場合

調査結果については、知事に報告する。

## 2 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置

### (1) 再調査

#### ア 県立学校の場合

上記1-(2)-イ-(ア)の報告を受けた知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査（以下「再調査」という。）を、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関「熊本県いじめ調査委員会」（以下「調査委員会」という。）において行う。

再調査についても、学校等による調査同様、調査委員会は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時かつ適切な方法で、調査の進捗状況

等及び調査結果を説明する。

#### **イ 私立学校の場合**

上記1－(2)－イ－(イ)の報告を受けた知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行う。(調査委員会は、県立学校の場合と同様。)

なお、私立学校については、法により知事に対して特別に新たな権限が与えられたものではないが、知事は、私立学校法の規定等に定める権限に基づき、当該事案に係る資料の提供等を私立学校に求め、資料の精査や分析を改めて実施するなど、可能な範囲で調査を行うものとする。

#### **(2) 再調査の結果を踏まえた措置等**

県立学校の場合、知事及び県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

私立学校についても、法により特別に知事に対して新たな権限が与えられたものではないが、知事は私立学校法の規定等に定める権限に基づき、可能な範囲で必要な措置を講ずるものとする。

また、県立学校について再調査を行ったときは、知事はその結果を議会に報告するものとする。

## 第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

### 1 基本方針の見直しの検討

国は、「国の基本方針策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる」としている。

県においても、いじめの防止等に関する県の施策や学校の取組、重大事態への対処等、県の基本方針が適切に機能しているかどうかについて、「学校いじめ防止対策組織事業」に係る取組報告書や県内外の事例を活用し、定期的に点検を行う。

さらに、県内外で発生した事例等について専門家から意見を伺い、必要に応じて見直しを行うなど、必要な措置を講じる。

### 2 基本方針策定状況の確認と公表

県は、県立学校における学校基本方針及び市町村における地方いじめ防止基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表する。

### 3 市町村教育委員会との連携

#### (1) いじめ防止基本方針の策定

市町村は、県と同様、地方いじめ防止基本方針を策定するよう努めることとされているが、その策定に当たって県は、必要な助言や情報提供等、市町村に対して積極的に支援するものとする。

#### (2) 組織等の設置

##### ア いじめ問題対策連絡協議会設置に係る連携支援

市町村は、県と同様、法第14条第1項の規定に基づき、「連絡協議会」（いじめ問題対策連絡協議会）を設置することができるとされているが、設置を検討する市町村に対して、県は、関係機関の窓口を明示するなど、設置に向けて適切な支援を行う。

また、法第14条第2項の規定に基づき、市町村教育委員会との連携を適切に行うため、「連絡協議会」に、市町村教育委員会からの代表者の参加を要請する。

さらに、規模が小さいために関係機関の協力が得にくく、「連絡協議会」の設置が困難な市町村においては、近隣の市町村との連携により、広域の「連絡協議会」を設置することも考えられる。

##### イ 附属機関設置に係る連携支援

市町村教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、附属機関を置くことができるとされているが、小規模な市町村等、設置が困難な地域も想定されることから、県教育委員会においては、職能団体や大学、学会等の協力が得られる体制を日頃から整え、状況に応じて、設置に向けた相談にのるなど、これらの地域に対して必要な支援を行う。

# (付録)

各都道府県教育委員会教育長 殿  
各指定都市教育委員会教育長 殿  
各都道府県知事 殿

附属学校を置く各国立大学法人学長 殿

小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長 殿

文部科学省初等中等教育局長  
布村 幸彦

#### 早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）

標記の件については、平成 24 年 11 月 2 日付初等中等教育局長通知「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について（通知）」において、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要であること、また、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報することが必要であることを周知いたしました。

いじめの認知に当たっては、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を、いじめられた児童生徒の立場に立って行い、認知したいじめには、迅速に対応することが必要ですが、このいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものが含まれます。このいじめの対応に当たっては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

このため、別紙 1 のとおり、どのような行為が犯罪行為に該当するかについての理解が促されるよう、学校において生じる可能性がある犯罪行為等について、いじめの態様別に、取りまとめました。

については、下記の事項に留意の上、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び城内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては設置する附属学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては認可した学校に対し、本通知及び別紙 1 について周知を図り、早期に警察に相談・通報すべきいじめ事案について、学校現場の適切な理解が促されるよう御指導をお願いします。

また、平成 24 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（平成 25 年 5 月 16 日付初等中等教育局児童生徒課長通知において依頼）より、当該調査におけるいじめの定義において、いじめの中には早期に警察に相談・通報することが必要なものが含まれること等を明記しました。別紙 2 として添付した、平成 24 年度からの当該調査のいじめの定義について併せて確認の上、この趣旨が当該調査の担当教職員のみならず、広く周知されるよう御指導をお願いします。

なお、本通知の内容については、警察庁生活安全局と調整済みであることを申し添えます。

#### 記

1. いじめの認知に当たっては、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を、いじめられた児童生徒の立場に立って行い、認知したいじめには、迅速に対応することが必要であるが、このいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものが含まれる。このため、このいじめの対応に当たっては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要であること。
2. 個々のいじめ事案が、「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの」に当たるか否かについては、いじめの態様や加害児童生徒の状況等によって、的確に判断することが必要であり、平素より、どのような行為が刑罰法規に該当するかについて、教職員の理解を深めておくことが必要であること。このため、各学校や教育委員会等においては、別紙 1 も参考に、指導資料の作成や研修の充実等を図ることが必要であること。
3. 上記 1 の判断に迷う場合も含め、積極的に警察に相談できるよう、学校及び教育委員会等においては、学校と警察との緊密な連携体制を構築しておくことが必要であること。

(別紙1) 学校において生じる可能性がある犯罪行為等について

1. 警察への通報・相談に係る基本的な考え方

- (1) 学校や教育委員会においていじめ児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要。
- (2) いじめられている児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に通報することが必要。

2. 学校において生じる可能性がある犯罪行為等

以下の「事例」は過去にあった事案を踏まえたものであり、刑罰法規に対応した具体例を示すことで理解を深めるためのものである。個々の事案について、警察へ相談・通報すべきか否かは、記載されている事例を参考にして、上記1. の考え方に基づいて判断することが必要である。

いじめの態様(※)	刑罰法規及び事例	
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	暴行 (刑法第208条)	第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 事例:同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。
	傷害 (刑法第204条)	第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 事例:顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる。
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	暴行 (刑法第208条)	第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 事例:プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする。
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	強要 (刑法第223条)	第223条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。 3 前2項の罪の未遂は、罰する。 事例:断れば危害を加えると脅し、汚物を口にいれさせる。
	強制わいせつ (刑法第176条)	第176条 13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。 事例:断れば危害を加えると脅し、性器を触る。
金品をたかられる。	恐喝 (刑法第249条)	第249条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。 2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。 事例:断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	窃盗 (刑法第235条)	第235条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 事例:教科書等の所持品を盗む。
	器物損壊等 (刑法第261条)	第261条 前3条に規定するもの(公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷)のほか、他人の物を損壊し、又は

		傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。 事例:自転車を故意に破損させる。
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	脅迫 (刑法第222条)	第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。 事例:学校に来たら危害を加えると脅す。
	名誉毀損、侮辱 (刑法第230条、231条)	第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。 2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。 第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。 事例:校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	脅迫 (刑法第222条)	第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。 事例:学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る。
	名誉毀損、侮辱 (刑法第230条、231条)	第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。 2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。 第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。 事例:特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条)	第7条 (略) 2～3 (略) 4 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(略) 5 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。(略) 6 (略) 事例:携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する。

(※)いじめの態様:「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における「いじめ」の調査項目の「いじめの態様」

(別紙2) いじめの定義

(「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義)

・平成24年度調査より破線部を追記。

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(注1)「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2)「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3)「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4)「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5)けんか等を除く。ただし、外見的にはけんかのように見えることでも、よく状況を確認すること。

【参考】平成17年度以前の定義は以下の通り。

この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。

なお、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

以上



○熊本県いじめ防止対策審議会条例

(平成26年3月24日 条例第35号)  
改正 平成30年3月23日 条例第34号

熊本県いじめ防止対策審議会条例をここに公布する。

熊本県いじめ防止対策審議会条例  
(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第14条第3項の附属機関として、熊本県いじめ防止対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。次条において同じ。)に関する重要事項
- (2) 法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針に関する事項
- (3) 県立学校における法第28条第1項に規定する重大事態(教育委員会規則で定めるものに限る。)に関する事項

2 審議会は、前項各号に掲げる事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員6人以内をもって組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 委員は、法律、医療、心理、福祉又は教育に関する専門的な知識経験その他のいじめの防止等に関する調査審議を行うために必要な知識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員(第3条第2項の規定により臨時委員を置いた場合において、同項に規定する事項を調査審議するときは、当該臨時委員を含む。以下この条において同じ。)の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。

(秘密保持義務)

第7条 委員及び臨時委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(罰則)

第10条 第7条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月23日条例第34号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則

(平成 25 年 12 月 17 日 教育委員会規則第 9 号)改正 平成 30 年 3 月 30 日 教育委員会規則第 5 号

熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則をここに公布する。

熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。)第 22 条の規定に基づく県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織(以下「校内いじめ対策組織」という。)及び法第 28 条の規定に基づく重大事態への対処に関し、必要な事項を定める。

(校内いじめ対策組織)

第 2 条 校内いじめ対策組織は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の役割
- (2) いじめの相談・通報の窓口の役割
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (4) いじめの疑いに関する情報があった場合には、緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導・支援の体制や対応方針の決定及び保護者との連携等の対応を組織的に実施するための役割

(熊本県いじめ防止対策審議会で調査審議する重大事態)

第 3 条 熊本県いじめ防止対策審議会条例(平成 26 年熊本県条例第 35 号)第 2 条第 3 号の教育委員会規則で定める重大事態は、次に掲げる事態とする。

- (1) 法第 28 条第 1 項第 1 号に規定する重大事態のうち、県立学校に在籍する児童又は生徒(以下この号及び次条第 1 項第 3 号において「児童等」という。)の自殺又は自殺未遂により当該児童等の生命に重大な被害が生じた疑いがあると熊本県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認めるもの。
- (2) その他教育委員会が熊本県いじめ防止対策審議会で調査審議を行うことが必要であると認めるもの。

(重大事態の発生報告)

第 4 条 県立学校が、法第 30 条第 1 項の規定により重大事態が発生した旨の報告をしようとする場合には、当該重大事態が発生した県立学校の校長(以下「校長」という。)は、次に掲げる事項を記載した報告書その他の関係書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 重大事態の発生日時
  - (2) 重大事態の発生場所
  - (3) 重大事態に係る児童等の氏名
  - (4) 重大事態の概要
  - (5) 法第 28 条第 1 項の規定による調査(以下「重大事態の調査」という。)の実施主体に係る意見
- 2 教育委員会は、前項の報告書その他の関係書類の提出を受けた場合には、必要に応じ校長に当該報告書その他の関係書類の内容について確認を行った後、速やかに当該重大事態が発生した旨の報告を知事にしなければならぬ。この場合において、教育委員会は、当該報告に際し、当該報告書を知事に提出するものとする。

(重大事態の調査の実施主体の決定等)

第5条 教育委員会は、前条第2項の規定による報告をした場合には、前条第1項の報告書その他の関係書類の内容を踏まえ、速やかに重大事態の調査の実施主体を決定し、これを校長に対し通知するものとする。

- 2 前項の場合において、県立学校を重大事態の調査の実施主体と決定した場合には、教育委員会は、発生した重大事態の内容に応じ、当該県立学校における重大事態の調査に参加することが適当と判断する法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する者(次条及び第7条において「専門家等」という。)を2人以上校長に推薦するものとする。

(学校いじめ調査委員会)

第6条 県立学校において重大事態の調査を行う場合には、当該重大事態の調査を行う組織として、当該県立学校の下に、校内いじめ対策組織を構成する者のうちから校長が指名する者及び校長が自ら参加を依頼し、又は前条第2項の規定により教育委員会が推薦する専門家等から構成される学校いじめ調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置するものとする。

- 2 調査委員会の委員の過半数は、専門家等でなければならない。
- 3 県立学校が調査委員会による重大事態の調査を終了したときは、校長は、その結果について速やかに報告書を作成し、当該報告書を教育委員会に提出しなければならない。

(委員長)

第7条 調査委員会に委員長を置き、委員の互選により専門家等である委員のうちから選任する。

- 2 委員長は、調査委員会を総理し、調査委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 調査委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。
- 3 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 調査委員会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 調査委員会の庶務は、当該調査委員会を設置する県立学校において行う。

(知事への報告)

第10条 教育委員会は、自ら又は県立学校が行った重大事態の調査の結果について、書面により知事に報告しなければならない。この場合において、自ら重大事態の調査を行った場合にあっては熊本県いじめ防止対策審議会の答申書の写しを、県立学校が調査を行った場合にあっては校長から提出された第6条第3項の報告書の写しを添付しなければならない。

(情報提供)

第11条 県立学校又は教育委員会が法第28条第2項の規定による情報提供を行う場合には、書面により行うものとする。

(雑則)

第12条 この規則の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月30日教育委員会規則第5号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(改訂履歴)

初 版	平成25年 (2013年)	12月26日	策定
第2版	平成28年 (2016年)	2月 9日	改訂
第3版	令和 2年 (2020年)	11月24日	改訂